

令和元年10月使用分から

# 下水道・浄化槽・簡易水道料金が変わります

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、増税分を下水道・浄化槽・簡易水道使用料に転嫁します。

## 下水道・浄化槽

下水道および浄化槽は、家庭などから出る汚水を集め衛生的に処理することで、私たちの生活環境や自然を守る重要な施設です。

事業を運営するための主な財源は、下水道施設および町管理浄化槽を利用されている皆様からご負担いただき、使用料です。

和水町では、適正な使用料について和水町下水道等運営審議会で審議いただき、その答申内容を尊重し条例の改正（令和元年9月議会上程）により、令和元年10月1日の使用分から総額で2%の増額改定をすることとなります。

使用者の皆様には、厳しい社会情勢の中での負担増となりますが、下水道および町管理浄化槽事業の健全経営のため必要となる今回の改定に、ご理解とご協力をお願いします。

### 下水道および町管理浄化槽使用料金表（税込）

#### 1 一般世帯

世帯人員	現行使用料	改定使用料	増額
1人	2,160円	2,200円	40円
2人	3,240円	3,300円	60円
3人	4,320円	4,400円	80円
4人	4,860円	4,950円	90円
5人	5,400円	5,500円	100円
6人	5,940円	6,050円	110円
7人以上	6,480円	6,600円	120円
2世帯住宅	7,560円	7,700円	140円
集落公民館100世帯以下	3,240円	3,300円	60円
集落公民館100世帯以上	4,320円	4,400円	80円

## 2 一般世帯以外

### 【下水道】

(現行)

基本料	人数割/月(1人当たり)	算定所人員
1,540円	720円	7人までは左記金額に人数を乗じた金額 8人目からは1人につき250円を乗じた額を加算



(改定)

基本料	人数割/月(1人当たり)	算定所人員
1,570円	730円	7人までは左記金額に人数を乗じた金額 8人目からは1人につき260円を乗じた額を加算

水量計算(現行)

基本料	使用料/m <sup>3</sup>	備考
3,240円	129円	事業所で全て簡易水道を使用する場合



水量計算(改定)

基本料	使用料/m <sup>3</sup>	備考
3,300円	132円	事業所で全て簡易水道を使用する場合

### 【町管理浄化槽】

※一般世帯以外の使用料も現行から2%増額した使用料になります。

## 簡易水道

簡易水道事業は、豊かで健康的な生活の図るため、良質な水道水を安定的に供給することを目的とした事業です。

健全で安定的な経営を図るため、消費税の増税に伴い水道料金を改定させていただきました。

使用者の皆様には多大なるご負担をお掛けしますが、安心・安全な水の供給を図るため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

基本料金（税込） 改定前（消費税率8%） 改定後（消費税率10%）  
 10 m<sup>3</sup>まで 1,720円 ⇒ 10 m<sup>3</sup>まで 1,760円

超過料金（税込） 改定前（消費税率8%） 改定後（消費税率10%）  
 1 m<sup>3</sup>あたり 172円 ⇒ 1 m<sup>3</sup>あたり 176円

### ◎新料金はいつから？

水道メーターの検針は月初めに行っております。

今回の改定では、下表のとおり11月の検針分から新料金となります。

8月		9月		10月		11月		12月		1月	
検針		検針		検針		検針		検針		検針	
旧	旧料金	旧料金	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金	新料金	新料金	新料金	新料金

### ◎新料金早見表（一般家庭 口径13mm使用の場合）

単位：m<sup>3</sup>、円(税込)

使用水量	基本料金	超過料金	メーター使用料	合計	使用水量	基本料金	超過料金	メーター使用料	合計
10	1,760	0	50	1,810	21	1,760	1,936	50	3,740
11	1,760	176	50	1,980	22	1,760	2,112	50	3,920
12	1,760	352	50	2,160	23	1,760	2,288	50	4,090
13	1,760	528	50	2,330	24	1,760	2,464	50	4,270
14	1,760	706	50	2,510	25	1,760	2,640	50	4,450
15	1,760	880	50	2,690	26	1,760	2,816	50	4,620
16	1,760	1,056	50	2,860	27	1,760	2,992	50	4,800
17	1,760	1,232	50	3,040	28	1,760	3,168	50	4,970
18	1,760	1,408	50	3,210	29	1,760	3,344	50	5,150
19	1,760	1,584	50	3,390	30	1,760	3,520	50	5,330
20	1,760	1,760	50	3,570	※30 m <sup>3</sup> を超える料金はお問い合わせください。				

- ・一般家庭及び営業所で20mm以上を使用の場合はメーター使用料が異なります。
- ・料金表の各単価は消費税および地方消費税（税率10%）相当額を含みます。
- ・使用料金は、基本料金、超過料金、メーター使用料の合計額（10円未満切捨て）となります。
- ・この料金表は、改正条例の施行日（令和元年10月1日）から適用されます。

お問い合わせ先

本庁 建設課 上下水道係

電話：0968-86-5726